



スカパーJSAT

SSD-U2-12-001

ポータルリンクサービス 契約約款細則

第3版
(平成25年2月)

スカパーJSAT株式会社

ポータリンクサービス契約約款細則・目次

細則

第1条	利用契約に基づく権利の譲渡	1
第2条	契約者の地位の承継	1
第3条	契約者の名称等の変更	1
第4条	ポータリンク地球局設備等の設置場所等の提供	2
第5条	ポータリンク地球局設備等に必要な電気の提供	2
第6条	自営端末設備の接続	2
第7条	自営端末設備に異常がある場合等の検査	2
第8条	自営電気通信設備の接続	2
第9条	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	3
第10条	電気通信設備の維持	3
第11章	資料の提出	3
第12条	トランスポンダ技術仕様	4
第13条	センター局設備の据付け場所	4
第14条	ポータリンクサービスに係る技術資料の項目	4

附則		5
----	--	---

細則

(利用契約に基づく権利の譲渡)

第1条 当社はポータルリンクサービスの利用契約に基づく権利の譲渡について次の通り定めます。

- (1) ポータルリンクサービス利用権（契約者が利用契約に基づいてポータルリンクサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- (2) ポータルリンクサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により請求していただきます。なお、当事者はポータルリンクサービス利用権の譲渡に係る日本国の法令に基づく所要の手続きが必要となるときは、当事者の責任と負担においてその手続きを実施していただきます。
- (3) 当社は、前項の規定によりポータルリンクサービス利用権の譲渡の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - ア ポータルリンクサービス利用権を譲り受けようとする者が、料金又はその他の支払いを現に怠り、又は怠る恐れのあるとき。
 - イ ポータルリンクサービス利用権を譲り受けようとする者が、その利用回線と接続される他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - ウ ポータルリンクサービス利用権の譲渡により、当社の業務の遂行上著しい支障が生じるとき。
- (4) ポータルリンクサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者の地位の承継)

第2条 当社はポータルリンクサービスの契約者の地位の承継について次の通り定めます。

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併等により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前号の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者の名称等の変更)

第3条 契約者は、その名称又は商号若しくは住所等に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

（ポータルリンク地球局設備等の設置場所等の提供）

第4条 ポータルリンク地球局設備等を設置するために必要な場所及び設備は、契約者に提供していただきます。

（ポータルリンク地球局設備等に必要な電気の提供）

第5条 ポータルリンク地球局設備等に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

（自営端末設備の接続）

第6条 契約者は、ポータルリンク地球局設備等に直接又は電気通信設備を介して自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称、その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続について、当社に登録の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前号の請求があったときは、次の場合を除いてその請求を承諾します。
 - (1) その接続が技術基準に適合しないとき
 - (2) その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前号の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者がそのポータルリンク地球局設備等に接続されている自営電気通信設備を追加、変更、取り替え、取り外したときについても、前5項の規定に準じて取り扱います。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第7条 当社は、ポータルリンク地球局設備等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他ポータルリンクサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要がある場合は、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 前号の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3 第1号の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をポータルリンク地球局設備等から取りはずしていただきます。

（自営電気通信設備の接続）

第8条 契約者は、ポータルリンク地球局設備等に直接又は電気通信設備を介して自営電気通信設備を接続する場合は、その接続を行う場所、その自営電気通信設備の名称、その請求の内

容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続について、当社に登録の請求をしていただきます。

- 2 契約者は、前項の接続をする場合、その接続を技術基準に適合させ、ポータリンクサービスの提供に支障又はそのおそれをきたさないようにしていただきます。
- 3 当社は、ポータリンク地球局設備等と自営電気通信設備の接続について、事業法施行規則第34条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行い、その接続が技術基準等に適合しない場合、若しくはポータリンクサービスの提供に支障があるとき又はそのおそれのあるときを除いて、その請求を承諾します。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、そのポータリンク地球局設備等に接続されている自営電気通信設備を追加、変更、取り替え、取り外したときについても、前5項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第9条 ポータリンク地球局設備等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他ポータリンクサービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、細則7条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

(電気通信設備の維持)

第10条 当社は、ポータリンク地球局設備等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持するため、契約者に必要な措置をとっていただくことがあります。

(資料の提出)

第11条 契約者は、ポータリンクサービスの提供に係る地球局及びポータリンク地球局設備に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、その地球局及びポータリンク地球局設備等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

(トランスポンダ技術仕様)

第12条 ポータリンクサービスに係るトランスポンダの性能は、次のとおりとします。

項 目	性 能 等
人工衛星の種別	スーパーバード B号衛星 Kuバンド
トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力 (EIRP)	47 dBW以上
トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度 (SFD)	-90 dBW/m ² 以下
人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比 (G/T)	6 dB/K以上
備考 1 スーパーバード B号衛星とは、おおむね東経162度に静止する人工衛星をいいます。 2 トランスポンダの性能の測定は、当社のスーパーバード茨城ネットワーク管制センターに設置された中継器特性測定装置及び北緯36度31分53秒、東経140度22分20秒に設置された地球局の設備を使用して行います。 3 EIRPとSFDの測定は、単一の搬送波を使用します。 4 SFDの測定値は、トランスポンダごとの可変減衰器による減衰量を0dBとしたときの値とします。	

(センター局設備の据付け場所)

第13条 ポータリンクサービスに係るセンター局の据付場所は、次の通りとします。

据付場所
1 神奈川県横浜市緑区三保町2 4 8 - 1
2 山口県山口市荻町3 - 1

(ポータリンクサービスに係る技術資料の項目)

第14条 ポータリンクサービスに係る技術資料の項目は、次の通りとします。

ポータリンクサービス技術資料
1 ポータリンクサービスの概要
2 責任分界点およびインタフェース仕様

附則

（実施期日）

この細則は、平成 21 年 11 月 1 日より実施します。

附則

（実施期日）

この細則は、平成 22 年 10 月 1 日より実施します。

附則

（実施期日）

この細則は、平成 25 年 3 月 1 日より実施します。

資料名 ポータリンクサービス契約約款細則

資料番号 SSD-U2-12-001

平成21年11月 1日 第1版

平成22年10月 1日 第2版

平成25年 3月 1日 第3版

スカパー J S A T 株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770
